

第8 税制の状況

- 1 平成 20 年度の税制改正の概要 141
- 2 平成 20 年度の県税の概要 146

1 平成20年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
個人住民税	<p>1 寄附金税制の拡充</p> <p>(1) 控除対象寄附金の拡大等</p> <p>① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加</p> <p>② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%</p> <p>③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%に引き上げ</p> <p>④ 寄附金控除の適用下限額を5千円（現行10万円）に引き下げ</p> <p>(2) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し</p> <p>都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記(1)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄付を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税から税額控除</p> <p>2 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、当該株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止</p> <p>3 医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加</p> <p>4 個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入</p> <p>(1) 特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上のもの</p> <p>(2) 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額</p> <p>5 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長</p> <p>6 肉用牛の売却による農業所得の個人住民税の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長</p> <p>(1) 免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の取得については、免税対象から除外</p> <p>(2) 免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外</p> <p>7 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を追加</p> <p>8 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用</p>
配 当 割	<p>1 上場株式等に係る配当金の10%軽減税率の廃止</p> <p>平成20年12月31日をもって10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を廃止し、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率は10%</p> <p>2 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設</p> <p>平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、20%（所得税15%、住民税5%）の申告分離課税を選択できる</p>

配 当 割	<p>平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%（所得税 7%、住民税 3%）</p> <p>3 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ</p> <p>4 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算の特例の創設</p> <p>5 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収口座内における損益通算）</p> <p>6 資料情報制度等の整備</p> <p>7 源泉徴収義務の整備等</p>																
譲 渡 所 得 割	<p>1 上場株式等に係る譲渡所得等の 10%軽減税率の廃止 平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を廃止 平成 21 年 1 月 1 日以降は 20%（所得税 15%、住民税 5%） ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10%（所得税 7%、住民税 3%）</p> <p>2 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率は 10%（所得税 7%、住民税 3%）</p>																
法 人 住 民 税	<p>1 法人住民税均等割</p> <p>(1) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用</p> <p>(2) 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税</p> <p>(3) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税</p> <p>(4) 人格のない社団等、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人についての均等割を課す場合には、最低税率を適用</p> <p>2 中小企業技術基盤強化税制が適用される場合における法人税割の課税標準の特例措置の拡充</p> <p>3 教育訓練費に係る法人税割の課税標準の特例措置の延長</p> <p>4 IT 関連税制に係る法人税割の課税標準の特例措置の延長</p> <p>5 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設</p>																
法 人 事 業 税	<p>1 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度～</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人の所得割の標準税率</p> <table data-bbox="470 1637 1161 1749"> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td>3.8% → 1.5%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超年 800 万円以下の所得</td> <td>5.5% → 2.2%</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円超の所得及び清算所得</td> <td>7.2% → 2.9%</td> </tr> </table> <p>(1) 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率</p> <table data-bbox="470 1798 1161 1910"> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td>5.0% → 2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超年 800 年万円以下の所得</td> <td>7.3% → 4.0%</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円超の所得及び清算所得</td> <td>9.6% → 5.3%</td> </tr> </table> <p>(3) 特別法人の所得割の標準税率</p> <table data-bbox="470 1960 1161 2027"> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td>5.0% → 2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超の所得及び清算所得</td> <td>6.6% → 3.6%</td> </tr> </table> <p>(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率 1.3% → 0.7%</p>	年 400 万円以下の所得	3.8% → 1.5%	年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5% → 2.2%	年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2% → 2.9%	年 400 万円以下の所得	5.0% → 2.7%	年 400 万円超年 800 年万円以下の所得	7.3% → 4.0%	年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6% → 5.3%	年 400 万円以下の所得	5.0% → 2.7%	年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6% → 3.6%
年 400 万円以下の所得	3.8% → 1.5%																
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5% → 2.2%																
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2% → 2.9%																
年 400 万円以下の所得	5.0% → 2.7%																
年 400 万円超年 800 年万円以下の所得	7.3% → 4.0%																
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6% → 5.3%																
年 400 万円以下の所得	5.0% → 2.7%																
年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6% → 3.6%																

<p>法人事業税</p>	<p>※地方法人特別税の創設</p> <p>(1) 納税義務者等 法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税 都道府県に法人事業税と併せて申告納付し、都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む</p> <p>(2) 課税標準 法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）</p> <p>(3) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 148% ○ 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 81% ○ 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 81% <p>(4) 地方法人特別譲与の創設 地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与</p> <p>2 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税</p> <p>3 中国残留邦人に係る社会保険診療報酬についての課税の特例措置の創設</p> <p>4 ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を2年間に限り創設</p> <p>5 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>6 社会医療法人に対する課税の特例措置</p>
<p>個人事業税</p>	<p>1 中国残留邦人に係る社会保険診療報酬についての課税の特例措置の創設</p>
<p>不動産取得税</p>	<p>1 旧民法第34条法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団法人が使用するために取得した場合を非課税</p> <p>2 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>3 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>4 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）について、当該家屋の価格10分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>5 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得された新築の長期耐用住宅（仮称）につて、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、当該住宅の課税標準から1,300万円を控除</p> <p>6 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の創設</p> <p>7 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道</p>

徴 税 費 に 関 す る 調

区 分		11年度	12年度	13年度	14年度		
税 収 入	予 算 額 (イ)	69,008,669 千円	69,764,887 千円	70,522,642 千円	62,402,748 千円		
	調 定 額 (ロ)	70,359,127	75,001,523	72,133,881	63,936,390		
	収 入 額 (ハ)	69,031,420	73,586,362	70,604,848	62,429,955		
徴 税 費	人 件 費	給 料	506,983 千円	513,284 千円	523,207 千円	519,006 千円	
		時 間 外 勤 務 手 当	22,019	22,912	19,807	21,515	
		税 務 特 別 手 当	24,467	23,406	23,037	19,006	
		そ の 他 の 手 当	290,850	268,198	273,849	253,388	
		そ の 他 の 人 件 費	166,459	186,866	187,979	182,858	
		計 ①	1,010,778	1,014,666	1,027,879	995,773	
	旅 費	旅 費 ②	18,610	12,386	11,033	9,825	
		需 用 費	需 用 費	76,588	64,129	55,523	57,476
			通 信 運 搬 費	72,795	72,091	69,104	64,621
			備 品 費	20,229	9,066	7,699	7,895
		そ の 他	123,458	96,517	97,326	94,634	
		計 ③	293,070	241,803	229,652	224,626	
	徴 収 取 扱 費 等	県 民 税 徴 収 取 扱 費	811,654	796,656	767,854	758,222	
地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費		27,981	29,394	30,922	25,489		
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		1,930	1,562	0	0		
特 別 徴 収 義 務 者 報 償 金		232,065	228,379	218,595	203,758		
そ の 他		10,132	8,287	24,424	8,693		
	計 ④	1,083,762	1,064,278	1,041,795	996,162		
	合 計 (ニ)	2,406,220	2,333,133	2,310,359	2,226,386		
徴 税 費 の 合 計	対 予 算 額 (ニ) / (イ)	3.48 %	3.34 %	3.28 %	3.57 %		
	対 調 定 額 (ニ) / (ロ)	3.41	3.11	3.20	3.48		
	対 収 入 額 (ニ) / (ハ)	3.48	3.17	3.27	3.57		
職 員 数	吏 員	135 人	133 人	134 人	130 人		
	そ の 他	4	3	3	3		
	計 (ホ)	139	136	137	133		
1 人 当 り 徴 税 額 (ハ) / (ホ)		496,628 千円	541,076 千円	515,364 千円	469,398 千円		
1 人 当 り 徴 税 費	人 件 費 ① + ② / (ホ)	7,405 千円	7,552 千円	7,583 千円	7,561 千円		
	物 件 費 ③ + ④ / (ホ)	9,905	9,604	9,281	9,179		
	計 (ニ) / (ホ)	17,310	17,155	16,864	16,740		
事 務 所 数		7	7	7	7		

<p>不動産取得税</p>	<p>事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の創設</p> <p>8 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋について、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除</p> <p>9 観光園の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置の創設</p> <p>10 日本年金機構に対する非課税措置の創設</p> <p>11 農業共同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置の対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を追加</p> <p>12 課税標準の特例措置等の適用期限の延長</p> <p>(1) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（2年延長）</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(4) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(5) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利交換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(7) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(8) 民間資金等に活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の援助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(9) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置（2年延長）</p> <p>(10) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められたときに係る不動産取得税の徴収猶予の特例措置（3年延長）</p> <p>13 課税標準の特例措置等を縮減合理化</p> <p>(1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外</p> <p>(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する農林漁業経営の近代化又は合理</p>
---------------	--

<p>不動産取得税</p>	<p>化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置を廃止</p> <p>(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外</p> <p>(4) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(5) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置について、対象施設からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(7) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>14 非課税措置等の廃止</p> <p>(1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置</p> <p>(2) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置</p> <p>(3) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>(4) 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置</p>
<p>自動車税</p>	<p>1 「自動車税のグリーン化」を、税収中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長</p> <p>(1) 平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる</p> <p>① 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車 で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の50軽減</p> <p>② 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車 で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減</p> <p>(2) 平成20年度及び平成21年度に下記の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年から次の特例措置を講ずる</p> <p>① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課</p> <p>② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課</p> <p>2 自動車税について、構造等変更検査時にも納税確認を行う</p> <p>3 日本年金機構に対する非課税措置の創設</p>

自動車取得税	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長 2 平成21年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル乗用車に限る。）について、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から1,000分の5を軽減 3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長 4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、2年延長 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から30万円を控除 (2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から15万円を控除 5 車両重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たしたもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、その適用期限を2年延長 <ol style="list-style-type: none"> (1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下の低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは2%とする (2) 車両総重量が12tを超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に行われたときは2%、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは1%とする 6 日本年金機構に対する非課税措置の創設
軽油引取税	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を10年延長 2 農業用機械の動力源に供する軽油に対する課税免除措置の対象に、基幹的な作業の全てを受託する農作業受託者を追加
狩 猟 税	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣捕獲員に係る税率について、次の措置を5年間に限り講ずる <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象鳥獣捕獲員の税率を通常の税率の2分の1 (2) (1)の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る税率を通常の税率の2分の1

2 平成20年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年 額 ……………1,500 円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる） その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500 円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人 人格のない社団等一般	年 額 ……………21,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000 円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年 額 ……………52,500 円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500 円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500 円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500 円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000 円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000 円		
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額（国税）	5.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%）		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	3%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付）
法 人 の 事 業 税		県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 （H20年10月1日以後開始する事業年度に対する税率は変更）	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	1.3%	法人の県民税と同じ
			外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 ……3.8% 400万円を超え800万円以下の額 ……………5.5% 800万円を超える額…7.2% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……7.2% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%	
			普通法人は所得金額	400万円以下の額 ……5% 400万円を超え800万円以下の額 ……………7.3% 800万円を超える額…9.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……9.6%	
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 ……5% 400万円を超える額…6.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……6.6%		

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日	
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,074円 (旧3級品は1,000本につき511円)	翌月の末日 (毎月)	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)	
※1自動車税	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日	
		貨客乗用車 営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円		
		バス 営業用 一般乗合用 自家用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円		
		トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算		
トラック 自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算				
鉱区税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500円	狩猟者の登録を受ける日	
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000円		
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200円		
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500円		
		第二種銃猟免許	5,500円		
自動車取得税	自動車の取得者	※2自動車の価額	※3自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき	
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)	
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	10%	核燃料挿入日から2月後の月の末日	
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日	

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約25%～50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算

※2 低燃費基準を達成し、かつ排出ガス要件を満たしている自動車については、取得価額から15万円又は30万円を控除

※3 電気自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、低燃費基準を達成し、かつ排出ガス要件を満たしているハイブリッド自動車、重量車排出ガス保安基準に適合した大型ディーゼル自動車及び排出ガス要件を満たしているディーゼル乗用車については、税率から1.0%～2.7%を控除